

1 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校・教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 基本施策と具体的な取り組み

(1) 学校におけるいじめの防止

① 学級での居場所を確保し、自分と他人の存在を等しく認め合うために。

- ・わかる授業の研究と実践
- ・他への思いやりの心を育む学級経営

② 豊かな情操と道徳心を培うために。

- ・道徳教育、体験活動の充実
- ・学級指導、集会活動の充実

③ 児童が自主的に行う活動の推進のために。

- ・いじめゼロ運動の実施

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめを相談しやすい仕組みづくりのために。

- ・生活（いじめ）アンケートの実施（年3回 7月・12月・3月）
- ・児童との二者面談の実施（年3回）
- ・教育相談の実施（海南タイムの実施、相談窓口の設置）
- ・校長室前に相談箱を設置
- ・タブレットを利用した相談コーナーの設置

(3) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び職員の資質向上

① 児童の変化を敏感に感じ取れるために。

- ・学級経営力の向上
- ・授業力の向上
- ・インターネットに関する研修

(4) インターネットを通じて行なわれるいじめに対する対策

① 児童や保護者に対する情報モラル教育の実施

② 家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの推奨

3 いじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する

①校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学級担任を構成員とする。

②月1回の定例会と事案発生時の緊急開催とする。

③実態調査、防止活動、事案への対応等について協議する。

(2) いじめに対する措置

① 事実の確認

- ・事案発生の情報を得たら速やかに事実の確認を行う。

② 児童への指導

- ・いじめていた側への指導とその保護者への説明
- ・いじめられていた側への支援とその保護者への説明
- ・その後の学校生活については保護者と連携しながら決定する
- ・必要に応じて教育委員会や警察署・児童相談所などの関係機関と連携して対処する

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、個人のプライバシーを十分に配慮する。

5 学校評価における留意事項

- ・いじめの実態把握やいじめに対する措置が適切に行われるために

- ①学校評価にいじめに関する項目を加え評価、改善につなげる
- ② いじめアンケートの結果を分析し改善点を探る

6 年間計画（※状況に応じて変更あり）

【基本施策】

- ①人権教育を意識した教育活動の充実
- ②いじめの早期発見のための取り組みについて計画的に行う
- ③いじめの防止等のための対策に関わる人材の確保と資質の向上を図る
- ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の強化
- ⑤保護者との連携を意識した啓発活動と取り組みに対する評価の実施

時期	○児童の活動 ○教職員間の活動 ☆保護者との連携および啓発に関する活動	基本 施策
通年	☐ いじめ対策委員の定例会（月1回） ☐ ○「特別の教科道徳」を中心とする道徳教育の充実 ☐ ○学校のきまり、生活目標を意識した学校生活の指導 ☐ ○学級における係活動、当番活動 ☐ ○委員会活動、児童会活動（あいさつ運動等） ☐ ○異学年交流活動 ☐ ○各学年による校外学習等の学年行事を通じた人間関係づくり ☐ ☆教育相談窓口の設置および周知 ☐ ○□教育相談日「海南タイム」の設置 ☐ ☆相談ポストの設置、及び周知 ☐ ○□タブレットを利用した相談コーナーの設置	②／③ ① ① ① ① ② ① ① / ④ ③ ④ ②
4月	☐ 共通理解…職員会議を通じて「いじめ防止対策推進基本方針」・ 「船橋市いじめ防止基本方針」 ☆「いじめ防止対策推進基本方針」の周知（ホームページ） ☐ ○□児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（始業式）	③ ④ ① ①
5月	☐ ○□行事を通じた人間関係づくり（運動会、異学年交流会）	①
6月	☐ ○「いじめゼロ宣言」の取り組み	①
7月	☆保護者面談期間 ☐ ○第1回いじめアンケート ☐ ○「SOSの出し方」についての指導	⑤ ② ②
9月	☐ ○□行事を通じた人間関係づくり（修学旅行・6年生）	①

10 月	○平和都市関連標語ポスター応募（6 年生）	①
	○□行事を通じた人間関係づくり（一宮宿泊学習・5 年生）	①
	○□人権擁護委員を招いて道徳授業（3 年生）	①
	○□人権擁護委員を招いて人権の花運動（1 年生・なのはな学級）	①
11 月	○□行事を通じた人間関係づくり（校内音楽会）	①
12 月	☆学校評価の実施	⑤
	○第 2 回いじめアンケート	②
2 月	○□行事を通じた人間関係づくり（6 年生を送る会）	①
3 月	○第 3 回いじめアンケート	②
	○卒業、進級に向けた学年のまとめ	①

◎緊急時相談窓口◎

学校窓口（教頭、生徒指導主任、養護教諭）0 4 7 - 4 3 3 - 2 1 7 7

2 4 時間子供SOSダイヤル0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0（2 4 時間）

船橋市青少年センター0 5 7 - 4 3 1 - 3 7 4 9（月～金）9：00～17：00

京葉地区少年センター0 4 7 - 4 2 2 - 8 7 0 9（月～金）8：30～17：00

船橋市家庭児童相談室0 4 7 - 4 0 9 - 3 4 6 9（月～金）9：00～17：00

船橋市家庭児童相談室(子供専用)0 1 2 0 - 0 8 7 - 4 2 5（月～金）

9：00～17：00